南相馬市小高区復興拠点施設の設置について

1 設置の目的

多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化と賑わいの創出を図り、地域コミュニティの再構築、小高区の復興・再生を実現するため、小高区復興拠点施設を整備します。

2 施設の概要

構 造:木造+鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建て

敷地面積: 5,866㎡

延床面積: 1,938㎡(6棟)

(主な施設)

		T
棟区分	施設区分	面積
北 1 棟	多世代交流施設(遊びのテラス含む)	3 9 3 m²
	和室	5 6 m²
Ju a tin	エクササイズエリア	3 8 m²
北 2 棟 	トレーニングエリア	4 9 m²
	多目的室(音楽等)	9 5 m²
	交流スペース	7 9 m²
北 3 棟	子育てサロン	2 1 6 m²
	チャレンジオフィス	6 3 m²
南 1 棟	地域マルシェ	1 1 8 m²
古 2 姞	カフェ (厨房等含む)	6 2 m²
南2棟	歴史文化復興資料等展示スペース	3 3 m²
南3棟	飲食(厨房等含む)	6 2 m²
	物品販売(控室含む)	6 5 m²
田文 九	小高はらっぱ	7 6 4 m²
野外	イベント広場	1 9 0 m²

3 事業費等

事業費 1,742 百万円

内 訳	金額
工事費	1,413 百万円
土地等取得費・補償費	182 百万円
委託費	146 百万円
負担金等	1 百万円

4 条例の概要

- (1)名 称 南相馬市小高区復興拠点施設
- (2)位置南相馬市小高区本町二丁目28番地
- (3)事業内容(条例第4条)
 - ・多世代の交流場所の提供に関すること。
 - ・地域間の交流場所の提供に関すること。
 - ・健康の増進及び文化の交流場所の提供に関すること。
 - ・子育て世代の交流場所の提供に関すること。
 - ・起業支援の場所の提供に関すること。
 - ・物品等の展示及び販売に関すること。
 - ・歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関すること。
 - ・飲食物の提供に関すること。
 - ・交流事業の企画及び実施に関すること。
 - ・その他復興拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業。

(4)休業日・開業時間(条例第5条、第6条)

・休業日

月曜日(休日に当たるときは、その直後の平日)

- 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで ただし指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理 者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認 を得て、任意に休業日を定めることができる。
- ・開業時間:午前9時から午後9時(市内各生涯学習センターと同様)

(5)管理の方法(条例第15条、第31条)

原則指定管理者による管理。指定管理者に代わって市長が管理を行う必要が生じたときは、市長。

(6)利用料金(条例25条)

各施設の全部又は一部を占有して利用しようとする者並びに営利を目的 として利用する者(占有利用者等)から利用料金を徴収する。

基本利用料金

棟区分	施設区分	時間区分	利用料金	参考他施設等
北 1 棟	多世代交流	1日あたり	1,000円	わんぱくキッズ広場・か
	施設			しまわんぱく広場
				1,050 円/日
北 2 棟	エクササイ	1 時間あたり	200 円	浮舟文化会館
	ズエリア			多目的室 200円/時
	第一和室	1 時間あたり	200 円	浮舟文化会館
	第二和室	1 時間あたり	200 円	和室 200 円 / 時
	第三和室	1 時間あたり	200 円	
	第四和室	1 時間あたり	200 円	
	第一多目的	1 時間あたり	200 円	浮舟文化会館
	室			多目的室 200円/時
	第二多目的	1 時間あたり	200 円	浮舟文化会館
	室		楽器を使	多目的室 200円/時
			用する場合	
			は1時間あ	ゆめはっとスタジ
			たり 300 円	オ 500円/時
			を追加徴収	
			する。	
北 3 棟	子育てサロ	1 時間あたり	200 円	浮舟文化会館
	ン			創作室 200円/時
	(キッチン			
	コーナー)			

	チャレンジ	1人あたり月	10,000円	区内民間同額
	オフィス	額		
広場	小高はらっ	全面 / 1 時間あ	500 円	営利目的加算料を加え
	ぱ	たり		た際の小高中部運動場
	イベント広			占使用料 1,470円
	場			
		1区画/1日	1,000円	営利目的加算料を加え
		3.56m × 5.34m		た際に鹿島区祭事同額
		= 19 m²		
		(テントー張		
		り分)		

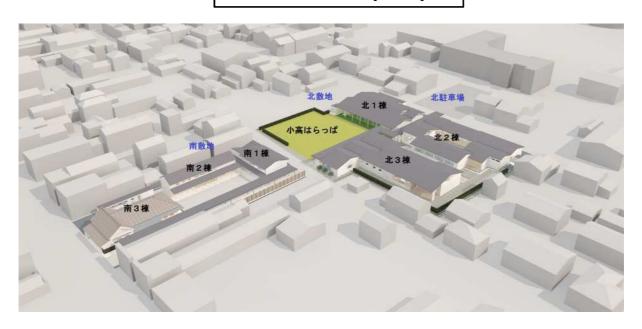
(7)施行日(条例附則)

平成31年1月1日から施行する。

5 スケジュール

	•			
年	月	内容		
TI # 00 /T	12 月	工事請負契約議決(建築・電気)		
平成 29 年		建設工事着工		
	3 月	工事請負契約議決(外構)		
平成 30 年	7月	愛称公募		
		テナント公募		
	8月	愛称決定		
	9月	設置条例(議会上程)		
		テナント決定		
	11 月	完成(工期:H30.11.30)		
平成 31 年	1月	開所		

完成イメージ図(全体)

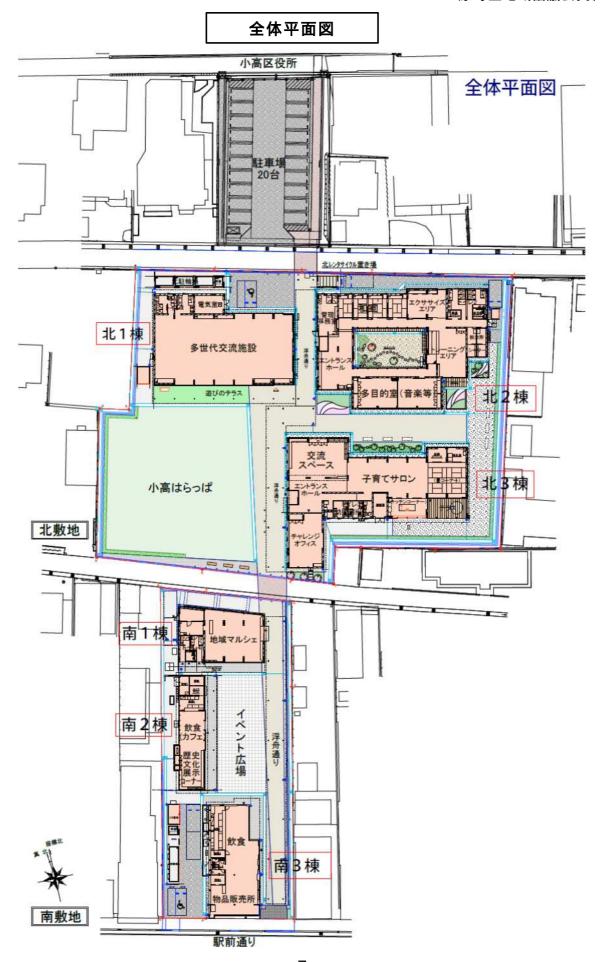


完成イメージ図(北敷地)



完成イメージ図(南敷地)





位置図



南相馬市条例第 号

南相馬市小高区復興拠点施設条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条第1項の規定に基づき、多世代が地域内外の交流を広 げ、地域の活性化と賑わいの創出を図り、地域コミュニティの再 構築、小高区の復興・再生を実現するため、南相馬市小高区復興 拠点施設(以下「復興拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 復興拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市小高区復興拠点施設

位置 南相馬市小高区本町二丁目28番地

(施設)

- 第3条 復興拠点施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。
 - (1) 多世代交流施設(北1棟)
 - (2) 健康増進・文化交流施設(北2棟)
 - (3) 地域間交流・子育て世代交流・起業支援施設(北3棟)
 - 4 農産物等販売施設(南1棟)
 - (5) 歴史文化復興展示・喫茶施設(南2棟)
 - (6) 飲食物提供・物品等販売施設(南3棟)
 - (7) 広場
 - (8) 駐車場

(事業)

- 第4条 復興拠点施設は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 多世代の交流場所の提供に関すること。
 - ② 地域間の交流場所の提供に関すること。
 - ③ 健康の増進及び文化の交流場所の提供に関すること。
 - (4) 子育て世代の交流場所の提供に関すること。
 - (5) 起業支援の場所の提供に関すること。
 - (6) 物品等の展示及び販売に関すること。

- (7) 歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関すること。
- (8) 飲食物の提供に関すること。
- (9) 交流事業の企画及び実施に関すること。
- (10) その他復興拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(休業日)

- 第5条復興拠点施設の休業日は次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) に当たるときは、その直後の平日(日曜日及び休日以外の日をいう。))
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日 までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(開業時間)

- 第6条 復興拠点施設の開業時間は、午前9時から午後9時までと する。ただし、施設ごとの開業時間は、規則で定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。
- (利用の許可)
- 第7条 第3条に掲げる各施設の全部又は一部を占有して利用しようとする者及び営利を目的として利用する者(以下「占有利用者等」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 指定管理者は、復興拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、復興拠点施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他復興拠点施設の管理に支障をきたすおそれがあるとき。 (利用許可の取消し等)
- 第9条 指定管理者は、占有利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。
 - (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ② 利用の取消しを申し出たとき。
 - (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件 を遵守しなかったとき。
 - (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けた とき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。
- 2 前項の規定により占有利用者等が損害を受けることがあっても、 市及び指定管理者はその責めを負わない。

(物品販売等の許可)

- 第10条 復興拠点施設の利用者(以下「利用者」という。)のうち、復興拠点施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為
 - (2) 寄附の勧誘
 - (3) 広告物の掲示及び配布
 - (4) その他復興拠点施設の目的外利用に関する行為

(目的外利用等の禁止)

第11条 占有利用者等は、復興拠点施設の許可を受けた目的以外 に利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しては ならない。

(特別設備等の許可)

第12条 占有利用者等は、特別の設備をし、又は備付け以外の器 具を利用し、若しくは造作を加えようとするときは、あらかじめ 指定管理者の承認を得た上で、市長の許可を受けなければならな ll.

- 2 前項により生ずる費用は、当該占有利用者等の負担とする。(原状回復の義務)
- 第13条 占有利用者等は、復興拠点施設の利用が終了したとき、 又は第9条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用 を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければなら ない。
- 2 占有利用者等が前項の規定による義務を履行しないときは、指 定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を占有利用者等 から徴収することができる。

(損害賠償)

第 1 4 条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第 1 5 条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせようとするときは南相馬市小高区復興拠点施設施行規則(以下「規則」という。)で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、復興拠点施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 復興拠点施設の管理及び運営に関する業務
 - (2) 第 4 条 各 号 に 掲 げ る 事 業 に 関 す る 業 務
 - (3) 復興拠点施設の利用許可等に関する業務
 - (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。) の徴収に関する業務
 - (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務

(6) 前 2 号に掲げるもののほか、復興拠点施設の管理運営上市長 が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

- 第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者 選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最 も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候 補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの とする。
 - (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - ② サービスの向上を図ることができるものであること。
 - ③ 復興拠点施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - (4) 復興拠点施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的 能力を有するものであること。
 - (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
 - (6) 業務上知り得た個人情報(南相馬市個人情報保護条例(平成 18年南相馬市条例第23号)第2条第1号で規定する個人情 報。以下同じ。) を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制 が整備されているものであること。
 - (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて別に市長が定める基 準

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、 又は第24条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を 定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅 滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

- 第 2 0 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、復興拠点施設の 管理に関する業務を行わなければならない。
 - (1) この条例の規定を遵守し、適正な復興拠点施設の運営を行う

こと。

- (2) 復興拠点施設利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- ③ 個人情報の漏洩の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けた団体は、復興拠点施設の管理 に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなけれ ばならない。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる 事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければなら ない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により 指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して6 0日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
 - ③ 管理経費の収支状況に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による復興拠点施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第23条 市長は、復興拠点施設の管理の適正を期するため必要と 認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況 等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うこ とができる。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者に よる復興拠点施設の管理を継続できないと認めるときは、その指 定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ず ることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

- 第25条 復興拠点施設の利用料金の額は、別表のとおりとし、占 有利用者等は、当該利用料金を前納しなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者 があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第26条 復興拠点施設の利用料金は、指定管理者の収入として収 受させるものとする。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用 料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第28条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が 特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部を返還す ることができる。

(入場の制限)

- 第 2 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場 を制限し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
 - ③ 指定管理者の指示に従わない者
 - (4) その他復興拠点施設の管理に支障をきたすおそれがある者 (指定管理者が行う個人情報の取扱い等)
- 第30条 指定管理者及び復興拠点施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。) は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、復興拠点施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り

消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。 (市長による管理)

第 3 1 条 第 5 条 から 第 9 条 ま で 、 第 1 2 条 、 第 1 3 条 、 第 2 6 条 から第29条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が 復興拠点施設の管理を行う必要が生じたときについて準用する。 この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使 用料」と、第5条第2項中「指定管理者が特に必要と認めるとき は、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めると きは」と、第6条第2項中「指定管理者が特に必要と認めるとき は、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めると きは」と、第7条から第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」 と、第9条第2項中「市及び指定管理者は」とあるのは「市は」 と、第12条中「指定管理者の承認を得た上で、市長の許可」と あるのは「市長の許可」と、第13条2項中「指定管理者又は市」 とあるのは「市」と、第25条第2項中「指定管理者があらかじ め市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第26条から第 29条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものと する。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第7 条から第24条までの規定については、公布の日から施行する。

別表(第25条関係)

(1)基本利用料金

棟区分	施設区分	時間区分	利用料金
北 1 棟	多世代交流施設	1日あたり	1,000円
北 2 棟	エクササイズエ	1 時間あたり	200 円
	リア		
	第一和室	1 時間あたり	200 円
	第二和室	1 時間あたり	200 円
	第三和室	1 時間あたり	200 円
	第四和室	1 時間あたり	200 円
	第一多目的室	1時間あたり	200 円
	第二多目的室	1 時間あたり	200 円
			楽器を使用する
			場合は1時間あた
			り 300 円を加算す
			る。
北 3 棟	子育てサロン	1 時間あたり	200 円
	(キッチンコー		
	ナー)		
	チャレンジオフ	1 人 あ た り 月 額	10,000 円
	ィス		
広場	小高はらっぱ	全面 / 1 時間あ	500 円
	イベント広場	たり	
		1区画 / 1日	1,000円
		3.56m × 5.34m =	
		19㎡(テントー	
		張り分)	

(2)特別利用料金

種別	利用料金の額	
入場料徴収利用加算	入場料の額が1,000円	基本利用料金の額の
料	以下の場合	100 分の20に相当す
		る額
	入場料の額が1,000円	基本利用料金の額の
	を超え2,000円以下の	100 分の30に相当す
	場合	る額
	入場料の額が2,000円	基本利用料金の額の
	を超え3,000円以下の	100 分の50に相当す
	場合	る額
	入場料の額が3,000円	基本利用料金の額の
	を超え5,000円以下の	100 分の80に相当す
	場合	る額
	入場料の額が5,000円	基本利用料金の額の
	を超える場合	100 分の 100 に相当
		する額
営利目的利用加算料	基本利用料金の額の	100 分の 200 に相当す
	る額	
会場準備利用料金	基本利用料金の 100 分	分の50に相当する額

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 3 「入場料徴収利用加算料」とは、入場料を徴収して利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 4 「営利目的利用加算料」とは、営利を目的として、物品の販売、 宣伝等に利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 5 「会場準備利用料金」とは、準備のために利用する場合の利用 料金をいう。